



長期損害保険料に係る借入金利息の必要経費性

所得税法37条第1項は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、「業務について生じた費用」の額とすると定めています。長期損害保険の一括前払保険料の全額を借入金で支払った場合、その借入金の利息全額が業務について生じた費用といえるか否かで争った事例をご紹介します

(平成9年6月30日千葉地裁)。

◎歯科診療所を営む原告は、昭和62年に、当時の診療所従業員を被保険者とする積立普通傷害保険に加入しました。

積立普通傷害保険は、積立金預託と普通傷害保険を組み合わせた保険で、加入時に積立預託金分（積立保険料）も含めた保険料を一括払いするものでした。保険期間は5年、満期返戻金・配当金の受取人は原告、死亡保険金の受取人は、一部の契約は原告、一部の契約は被保険者の相続人として加入しており（但し、受取人の指定は、契約者である原告がいつでも変更できる）、また、死亡保険金の支払があれば満期返戻金・配当金は支払われないという契約でした。

原告は、加入時に一括払いした保険料（積立保険料と補償保険料）計9500万円を、全額金融機関からの借入金で支払いました。そして、その借入金の利息の全額（退職者分相当額を除く）を、各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入して確定申告をしたところ、被告課税庁は、保険料に係る借入金利息のうち、積立部分対応額（92%）は必要経費とは認められないとして更正処分をしました。

◎裁判所は、本件保険契約の積立部分は、従業員が期間中に死亡した場合に受取人の指定の仕方によっては遺族補償的な意味が出るとしても、従業員が退職後も被保険者のままであり、新採従業員が被保険者になつていない等の事実からみて、従業員を対象とした福利

厚生を主な目的としたものではなく、原告の貯蓄を主な目的としたものといわざるをえないから、積立保険料の支払は、歯科診療所経営のために必要な支出とは認められず、したがって積立保険料に相当する借入金利息も必要経費とはいえないと判断しました。

また、積立保険料は、寄託される積立金分に積立部分の営業経費を加算したもので、標準的な契約の場合は、保険料100万円につき92万0005円であり、本件契約は標準的な契約の場合とみられるから、保険料のうち積立保険料の割合は92パーセント以上であるとして、被告の主張を相当としています。

更に、原告が平成3年度の確定申告で、本件積立普通傷害保険の解約返戻金を税額が低くなる一時所得ではなく、必要経費が認められないと税額が高くなる事業所得として申告したのに対し、仮に、被告課税庁が更正しなかったとしても、これにより直ちに被告が借入金利息全額を必要経費と認めたことにはならないうえ、平成3年度の確定申告は本件と直接関係のないものであると判示しました。

上記判例に関連する裁決事例は、すでにデータベースに投入されています（J 46-2-04）。

（資料提供 税法データベース編集室）